



G7
データ保護・
プライバシー機関
ラウンドテーブル会合

G7 DPA コミュニケ（仮訳）

G7データ保護・プライバシー機関ラウンドテーブル

信頼性のある自由なデータ流通（DFFT）の具体化と
規制協力の強化に向けて

2023年6月21日

序文

1. 我々、G7 データ保護・プライバシー機関（DPA）は、日本の個人情報保護委員会（PPC）委員長である丹野美絵子議長の下、2023年6月20日及び21日に会合し、信頼性のある自由なデータ流通（DFFT）の概念の発展及びその将来の具体化、先端技術、並びに、執行協力強化などのプライバシー・データ保護の主要トピックについて議論した。
2. 我々は、発展する情報通信社会において、個人データがもたらす経済的・社会的な利益及び影響の増大を認識しつつ、高水準のデータ保護・プライバシーの確保を通じ、個人の権利利益を保護するというコミットメントを確認する。自由、民主主義、人権及び法の支配といった我々が共有する基本的な価値観及び原則を確認し、我々は、G7 メンバーの経済的・社会的発展の実現者として、高水準の個人データ保護を確保するために、我々の協力関係を更に深め、強化することを継続する。
3. 我々は、2023年4月30日のG7 デジタル・技術閣僚宣言を歓迎する。同宣言において、G7 デジタル・技術担当大臣は、DFFTに関する作業を具体化し、将来の相互運用性を促進するため、信頼性のあるデータ流通を可能にする既存の規制アプローチ及び手段間の共通性、補完性及び収斂の要素に基づいて、DFFTに関する作業を具体化することを再確認した。同宣言により、G7 DPA が規制協力を強化し、G7 DPA ラウンドテーブル及びその他の関連する国際的なマルチステークホルダーのフォーラムを通じ、知識の共有について更に協力することについて、G7 デジタル・技術担当大臣は強く支持している。我々は、2023年5月20日のG7 広島首脳コミュニケにおいてG7 首脳により承認された同閣僚宣言の附属書Iが、越境データ移転及びデータ保護要件に対する規制アプローチにおける共通性の特定、プライバシー強化技術（PETs）、モデル契約条項、認証、並びに、透明性の強化など、規制の情報及び規制のグッドプ

ラクティスへのアクセスに関する協力促進を含む **DPA** の規制協力に特に注目していることを認識する。

4. 我々は、**G7 デジタル・技術担当大臣**がパートナーシップのための制度的アレンジメント (**IAP**) の設立に努め、**IAP** が、関連する **DPA** を含むデータ保護・プライバシーのステークホルダーを集め、上記の規制アプローチに関する課題を検討するよう要請していることに留意する。これに関連して、我々は、データ保護・プライバシーが引き続き高水準で維持されることを確保するため、**DPA** が、本アレンジメントにおいて、自らの所掌内のトピックについて貢献するという重要な役割を果たさなければならないと考えている。
5. データ保護・プライバシー分野における規制協力のためのグローバルな課題に取り組み、具体的な措置を策定することを決意し、**2022** 年のラウンドテーブルで **PPC** が提案した重要な **3** 本柱を反映し、以下の分野の議論を促進するための作業部会を設置した。
 - 第1の柱 – **DFFT**
 - 第2の柱 – 先端技術
 - 第3の柱 – 執行協力

第1の柱 – **DFFT**

6. 我々は、デジタル技術によっていつでもどこでも機会が提供されることにより、経済・社会活動のグローバル化を通じたデータの越境移転の増加を認識する。我々は、データの越境移転から生じ得る利益を認識する一方、これらの移転が、個人データ及びプライバシーの保護に重大な課題を生じさせる可能性があることも強調する。これに関連して、**G7 DPA** は、**2019** 年に日本政府が最初に提案した **DFFT** の概念について議論した。**DFFT** は、現在、同志国及び様々な国際フォーラムの共通目標となっている。我々は、個人データの高水準の保護を含む「信頼性」の確保が、データの自由な流通を促進するための基本的な要件であり、かつ、前提条件であることを強調する。
7. 我々は、様々な法制度及び国際的枠組みで実施されている現在のアプローチを議論し、可能であれば、将来の相互運用性を促進するとともに、高水準のデータ保護・プライバシーで個人情報情報の越境移転を促進するため、信頼性あるデータ流通を可能にする既存の規制のアプローチと手段の間における共通性及び収斂の要素の特定に向け、引き続き取り組むというコミットメントを再確認する。我々は、様々な国内原則に基づく様々な個人情報保護法の多様性を認めるとともに、これらのアプローチに関する議論は排他的ではなく、包摂的であるべきであることを認める。

個人情報保護の要件、並びに、事業者を含む団体及び組織のニーズを考慮し、我々は、事業者が自らの利益の性質及び活動範囲に適した越境移転ツールを選択できるよう、選択肢を創出することが必要であると考え。そのため、我々は、事業者が世界中のデータ保護・プライバシーの要件を遵守するのに役立つグローバル規模のデータ移転ツールの開発について、更に提唱し、促進し、又は助言することを目指す。

8. 英国の情報コミッショナーオフィス（ICO）及びフランスの情報処理と自由に関する国家委員会（CNIL）が共同議長を務める G7 DPA の DFFT 作業部会は、DFFT の概念、及び、DPA としての共通目標が、この重要な概念にどのように全体として付加価値を与えることができるかについて議論する上で、貴重な取組を行った。同作業部会は、2022 年にボンで開催されたドイツ連邦のデータ保護・情報自由監察官（BfDI）主催のラウンドテーブル会合の目的及びコミットメントを反映し、高水準のデータ保護を達成し DFFT を促進するため、可能な限り、これらの移転ツールの将来の相互運用性を促進するための収斂の要素に向けて作業を継続することにコミットした。また、同作業部会の将来の目標を模索するための検討も行われた。これに関連して、同作業部会は、認証メカニズム及びモデル契約条項など、既存のデータ移転ツールの比較分析を通じた現在の取組を継続する。

9. さらに、我々は、関連する国際場裏における DFFT に関する様々な取組を支持し、その更なる発展を慫慂し、協調した解決策を提供するため引き続き協力する。特に、我々は、モデル契約条項の比較に関する世界プライバシー会議（GPA）のグローバルな枠組みと基準に関する作業部会並びに経済協力開発機構（OECD）のデジタル経済データガバナンス・プライバシー作業部会によって進行中の作業を認識する。我々は、2022 年 12 月に、グランカナリア島で採択された、民間部門が保有する個人データに対するガバメントアクセスに関する OECD 閣僚宣言を歓迎する。そのグローバルな性質に鑑み、我々は、OECD 非加盟国の政府が、自身の政策決定においてこれらの原則を反映することを慫慂する。最後に、我々はまた、特に、モデル条項（欧州評議会、東南アジア諸国連合（ASEAN）、イベロアメリカデータ保護ネットワーク（RIPD））並びに認証（グローバル越境プライバシールール（CBPR）フォーラム及び欧州データ保護委員会（EDPB））等、移転ツールに関する進行中の議論及び進展に留意する。我々は、各枠組みで開発された移転ツールを念頭に置きつつ、相互運用性を促進するため、これらの組織及びネットワークとの間で対話を行い、収斂した移転メカニズムを開発することを慫慂する。

第2の柱 — 先端技術

10. 我々は、経済、社会及び我々の私生活に大きな恩恵をもたらしている様々なデジタル技術の出現を認識する。人工知能（AI）、モノのインターネット（IoT）及びクラウドサービスなどのデジタル技術は、これまで不可能だった方法による膨大な量のデータの収集、処理及び分析を容易にし、サービス、産業及びコミュニケーションなどに新しい可能性を開くものである。同時に、我々は、これらの技術を放置すれば、深刻な損害をもたらす、プライバシーを含む個人の権利利益を損なう可能性があることも認識する。
11. 我々は、生成AIを含むAI技術の開発、適用及び利用によってもたらされる、プライバシーその他の人権に対するリスクの増大について、世界レベルで懸念が高まっていることに留意する。これらの先端技術は、適切な保護措置がない場合、データ保護・プライバシーの主要な国際原則の遵守を損なう可能性のある方法で、大量の個人情報の自動収集・処理を伴う可能性がある。これに関連して、我々は、これらの技術の開発者及び利用者が、法的義務を遵守していることを証明し、必要又は適切な場合には、関連するDPAと協議し、リスクを軽減する措置の実施を確保する必要性を強調する。我々は、個人、規制当局、そして、我々の社会の「信頼性」を確保することが、こうした技術の拡大及び継続的な利用にとって必須であることを繰り返し表明する。
12. 我々は、AI技術の中でも、顔認識技術（FRT）が、G7メンバー国及び世界中で、特に懸念される技術となっていることにも留意する。その利用は、自動化、拡大及び幅広い環境における導入が可能なプロセスを通じ、非常にセンシティブな個人情報の収集及び分析に関与する可能性がある。公的及び民間機関双方におけるFRTの利用は、個人及び社会全体にとって、深刻かつ永続的な結果を引き起こし得る。この文脈において、我々は、FRTによる個人情報の適切な利用に関する原則及び期待に係る最近のGPA決議、並びに、世界中に当該決議の原則を推進するGPAのその後の取組を歓迎する。
13. G7 DPAは、プライバシー強化技術（PETs）の重要性及び利益理解している。これらの新たな手法の開発に伴い、我々は、PETsの利用がデータ保護にもたらす影響への理解を支援するため、DPAによるガイダンスが必要であると認識する。
14. 我々は、PETsが、事業者・組織がデータ保護原則を効果的に実施し、必要なデータ保護措置を様々なデータ処理活動に組み込むのに役立つ可能性があることを強調する。我々は、PETsがデータ保護の遵守のための「万能薬」ではないこと、PETsを導入する際には他の規制分野との相互

作用を考慮し、当該分野の遵守を確保する必要があることを強調する。例えば、競争当局が、**PETs** の反競争的利用に懸念を有する可能性がある。個々の **PETs** が、どのように、また、どの程度、データ保護の原則及び要件の遵守を強化することができるかを判断するため、ケースバイケースのリスク評価が依然として求められる。

15. 我々は、カナダのプライバシーコミッショナー事務所（**OPC**）が議長を務める先端術作業部会で行われた実務レベルの議論を評価する。本作業部会は、センシティブデータから洞察を得るための安全かつ非公開の方法を実現するため、1 種類の **PET**（合成データ）を特定の目的に利用できることを示す **PETs** のユースケースを開発することにコミットした。ケーススタディの開発は、この新興市場に情報を提供し、そうすることで、このような技術の責任のある利用を促進することを目的としている。また、匿名化、仮名化及び非識別化に関する専門用語集を作成し、主たる専門用語の管轄を超えた共通理解を確保する予定である。さらに、本作業部会は、生成 **AI** の文脈における個人データ保護の課題について協力し、この技術に関連してプライバシーを保護する最善の方法を模索する予定である。

第3の柱 – 執行協力

16. **DPA** の最も重要な機能の一つは、その規制権限を最大限行使して、法令違反を防止し、個人のプライバシー侵害に対して制裁措置を取り、想定される違反を抑止することである。執行権限は、法令遵守達成に向けた **DPA** の全体的なアプローチの基本的な要素である。
17. 我々は、今日のデジタル経済において、特に、新しい技術及び先端技術の世界的な導入、並びに、データ流通の増大に直面し、規制権限を実効的に行行使するため、**DPA** 間の国際協力の必要性を再確認する。国際的な執行協力は、個人の権利利益をより良く保護するのに役立ち、世界のどこにいても、組織に対して明確性及び一貫性を提供する。特に、国境を越えたグローバルな課題については、**DPA** が単独で取り組むのは困難であるため、協力により、行動をとるための集団的な執行能力が拡大される。
18. したがって、我々は、一般的に、また、特定の事案において、このような課題に対する適切な解決策の発見及び実施に向け、協力を強化するというコミットメントを再確認する。これは、規制に関する対話及び情報共有を通じて、また、**G7 DPA** 間で具体的な二国間又は多国間の協調的執行活動に関与する機会を模索することによって行われる。

19. 実際に効果的な執行を促進するため、我々は、**G7** グループ内及び他の規制当局との間で、二国間ないし執行協力ネットワークを通じて、互いの法及び権限についてより良い理解に達するための対話、並びに、国内外のベストプラクティスの共有を促進する。このような対話には、データ最小化原則の効果的な実施に関する議論も含まれる。
20. 我々は、国際場裏における執行協力活動を高く評価するとともに、引き続き支援し、活用する。これらには、最近、執行協力ハンドブック及びリポジトリを更新した、**GPA** の国際執行協力作業部会、並びに、参加 **DPA** が執行に関する協力を強化するための実用的な機会及びツールを提供する、グローバルプライバシー執行ネットワーク (**GPEN**) が含まれる。
21. 我々は、米国の連邦取引委員会及び日本の **PPC** の共同議長の下、**G7** 執行協力作業部会による進展があったことを歓迎する。2023 年の **DPA** ラウンドテーブル会合において、**G7 DPA** 情報提供依頼書フォーム及び **G7** コンタクトリストが作成されたことは、**G7** メンバー及び他の **DPA** との執行協力の強化に向けた目に見える一歩である。

次のステップ

22. 上記の共有した見解に基づき、我々は、規制協力を引き続き深化させるための 2023 から 2024 年の行動計画（附属書）を承認した。当該行動計画の採択により、我々は、協力を強化し、これらの 3 つの優先分野で特定した課題に取り組み、自らの責任を果たし、ひいては、高水準のデータ保護・プライバシーに向けて道を切り開くという強い決意を表明する。
23. 2023 年のラウンドテーブル会合、並びに **DFFT**、先端技術及び執行協力作業部会の会合の結果を踏まえ、当該行動計画で特定したトピックを発展させ、2024 年にイタリア **Garante** の議長の下、ラウンドテーブル会合を準備することを目的として、我々は、専門家レベルでの議論を継続する。